○臨港地区内の分区における構築物の規制条例（改正案）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、四日市港管理組合が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における構築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第２条 この条例において「分区」とは、法第 39 条第 1 項の規定に基づき四日市港管理組合管理者（以下「管理者」という。）が指定した商港区、特殊物資港区、工業港区及び漁港区をいう。

（禁止構築物）

第３条 分区の目的を著しく阻害する構築物は、次の各号に掲げる分区の区域内においては、

当該各号に定めるもの以外のものとする。

⑴ 商 港 区 　　別表第 1

⑵ 特殊物資港区 別表第 2

⑶ 工業港 区 　 別表第 3

⑷ 漁 港 区 　　別表第 4

２ 前項の規定にかかわらず、管理者が特に公益上その他必要があると認める場合には、許可することができる。

（罰則）

第４条 法第 40 条第 1 項の規定に違反したものは、5 万円以下の罰金に処する。

（規則への委任）

第５条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

１ この条令は、公布の日から施行する。

２ この条例施行の際現に存する構築物については、第 3 条第 1 項各号に掲げる以外の構築物であっても同号に掲げる構築物とみなす。

　　附 則（昭和 45 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

　　附 則（昭和 50 年 12 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

　　附 則（昭和 59 年 12 月 25 日条例第 8 号）

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

　　附 則（昭和 60 年 7 月 8 日条例第 5 号）

この条令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 20 日条例第 10 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 ○月○日条例第〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1

⑴ 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）

⑵ 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所

⑶ 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店及び保険業の店舗

⑷ 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設

⑸ 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設

⑹ 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設

⑺ 港湾関係者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設

⑻ 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、地方入国管理局、検疫所、植物防疫所、

動物検疫所、警察署、消防署その他の港湾関係官公署の事務所

⑼ 港湾関係者及び港湾利用者の利便の用に供するための旅館及びホテル、物品販売業の店舗並びに飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第122 号）第 2 条に規定するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。）

⑽ 管理者が作成する法第50条の２第1項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資する施設（管理者が定める法第50条の５第1項に規定する脱炭素化推進地区の区域内に限る。）

別表第 2

⑴ 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設（食糧サイロを除く。）

⑵ 別表第 1 第 2 号、第 6 号及び第 8 号に定める構築物

別表第 3

⑴ 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設

⑵ 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

⑶ 前号の工場に付属する研究施設及びその附帯施設

⑷ 前 2 号に規定する工場及び施設に勤務する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設

⑸ 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他の港湾関係官公署の事務所

⑹ 第 2 号及び第 3 号に規定する工場及び施設に勤務する者及び港湾利用者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店（風俗営業等施設を除く。）及び燃料小売業の店舗

別表第 4

⑴ 法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第 10 号の 2 までに掲げる港湾施設

⑵ 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設

⑶ 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設

⑷ 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設

⑸ 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設

⑹ 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設

⑺ 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設

⑻ 漁業関係者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設

⑼ 漁業会社、漁業組合その他管理者が指定する団体及び業者の事務所

⑽ 水産庁その他の港湾関係官公署の事務所

⑾ 漁業関係者及び港湾利用者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗及び飲食店（風俗営業等施設を除く）

⑿ 別表第 1 第 6 号に定める構築物